



日乗連 47 期 Legal 委員会 活動報告

～コロナ禍後の各国 ALPA は積極的に活動を進めています～

“ Positive Safety Culture ※1) は他人任せでは構築出来ず ”

※1) 日乗連 Home Page

< [IFALPA Position Paper/23POS07 | Positive Security Culture](#) > 参照

1. はじめに

日乗連 47 期中に発生した以下 2 件の航空機事故は、日乗連 Legal 委員会と IFALPA との連携の重要性に改めて気づかされる事案となりました。

(1) 2024 年 1 月 2 日 羽田空港滑走路路上における航空機同士の衝突事故

(2) 2024 年 5 月 21 日 SQ321 便巡行中タービュランスによる乗客死亡事故

いずれの事案も、当該乗員や関係者が事故直後よりどのような対応を迫られるのか、国際基準と実態を比較しながら、Legal 委員会として適宜対応しつつ様々な活動を継続しています。

2. 国際的乗員組合間の連携の重要性

ひとたび航空機事故が起これば、事故の規模の大小にかかわらず、様々な公的関係機関は定められた決まりに従い対応を行います。その規模の大小によっては、マスメディア・SNS・世論等、多種多様な意見や憶測が飛び交います。上記 2 つの事例も例外ではありませんでした。IFALPA は今年の 1 月 2 日に羽田空港で発生した事故に対し、即日 PRESS RELEASE ※2) を発行し、あるべき事故調査が円滑に行われるべく、安全文化構築の観点からの注意喚起を行いました。

※2) 日乗連 Home Page

< [IFALPA PRESS RELEASE 24PRL01 | Global Pilots on Aircraft Accident at Japan's Haneda Airport](#) >

過去の教訓に基づく国際基準に沿った航空事故対応が、公的関係機関だけではなく、世論を含めた安全文化の構築含め、広範な場面で努力がなされてきていますが、日本においては未だ発展途上であり、特にアジア地域では Punishment Culture (懲罰文化) が根強く、犯人捜し (何が原因かではなく、誰が原因か) を好む、メディアを含めた国民文化が残っています。引き続き日乗連は国際基準との違いを注視し、AAP 委員会とも連携しながら安全文化構築の取り組みを進めています。



3. IFALPA Legal Committee Meeting への参加

2023年10月11日～13日の計3日間、IFALPA Legal Committee Meeting がシンガポールで開催されました。ALPA Japan からは、日乗連顧問弁護士、Legal 委員長の2名が出席しました。

<写真中央>

IFALPA Legal Committee Chair, Gad 氏
IFALPA Executive Vice-President

Asia & Pacific, Jaffar 氏



主な議題は以下のとおりです。

- ① Actions Taken During the Past Year (一年間の活動報告)
- ② Social & Labour Protections WG (法的労働環境検討会報告)
- ③ Data Protection (Flight Data の保護検討会/AAP 委員会報告)
- ④ IFALPA Industrial Manual Proposed Changes (IND/PGA 改訂案の法的確認)
- ⑤ IFALPA Policy Guidelines in Cases of Arrest (ガイドラインの確認と検討)
- ⑥ Positive Safety Culture (安全文化に関わる IFALPA Policy 確認)
- ⑦ MA/Member of Association Legal Update (各国 ALPA の法的課題等報告)
- ⑧ Chicago Convention Article 12TF (シカゴ条約 12 条検討委員会報告)

今回は特別講演として、現役 ICAO Legal Committee Chair である Ms. Tan Siew Huay 氏より、ICAO 内で提案された各種案件がどのように国際基準化されていくのか、その過程における手続きや仕組みの説明がありました。その後の質疑応答では、現役パイロットによる現場の声を直接 ICAO に届ける事の重要性について討論されました。



< 討論風景 >

<ICAO プレゼン後>



中央左：IFALPA Legal Vice Chair, Jay 氏

中央右：ICAO Legal Committee Chair, Ms. Tan Siew Huay 氏

また議題⑦については、Committee に出席する各国 ALPA は法務視点での年毎の近況報告や課題等、事前に書面を提出し会議の中で発言の場が与えられていますが、ALPA Japan からは以下の内容を発表し、質疑応答が行われました。

- ・ 加盟組合員数の増加の報告（5,000 名超）
- ・ 2025EXPO（関西万博）における「eVTOL 機による旅客輸送」計画に関する法的整備状況の懸念と IFALPA による海外同種事例の状況確認依頼
- ・ 日本における乗員の 60 歳を境とした労働契約状況（同一労働・同一賃金未達）の報告

4. 47期の活動を振り返って

昨今の私たち航空産業を取り巻く様々な課題は、国内法規のみに頼っても解決できず、企業内の労使交渉のみによっても解決できない、複雑な時代となっています。

“一国一 ALPA、120,000 pilots in over 70 countries” が集結する IFALPA において、今期 ALPA Japan はその人数規模が第 5 位となりました。IFALPA では ASIA North 地域における ALPA Japan の役割と活動への期待が増々高まっています。

ポストコロナ禍の急激な航空需要の回復や現場人員不足等々の厳しい環境のもと、国内や世界の現場乗員との連携がより一層重要になっています。加盟組合員の皆様のさらなる結集と、日乗連各委員会への多数の参加を呼びかけていきます。

次回 IFALPA Legal Committee Meeting は、同じ ASIA North Pacific 地域に属する隣国「韓国（ソウル）」にて、本年 10 月に開催されることが決定しています。

以 上